

50名以上の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組

こころの健康をめぐる情勢

仕事や職業生活にストレスを感じる労働者の割合は近年高止まりしており、メンタル不調を原因とする労災補償請求も増加しています。このような情勢を踏まえて、広島労働局は第14次労働災害防止推進計画において、近年60%前後で推移しているメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする目標を定め、広島県内の事業場にメンタルヘルス対策への取組を促しています。

メンタルヘルス対策の5つのポイント

1 メンタルヘルスケアにかかる**基本方針**の表明

衛生委員会では、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関し調査審議¹する必要があります。事業場トップがメンタルヘルスケアの基本方針を表明しましょう。

(1 安衛則第22条)

2 **メンタルヘルス推進担当者**の選任

衛生管理者²などから、メンタルヘルスケアの実施を調整する担当者を選任しましょう。

(2 安衛法第12条)

3 **ストレスチェック制度**の導入

ストレスチェック制度の導入³や検査結果報告書の提出⁴などが義務となっています。そして、検査結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善に努めましょう。⁵

(3 安衛法第66条の10)

(4 安衛則第52条の21)

(5 安衛則第52条の14)

4 **教育研修**の実施

労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処するための方策について教育研修を実施しましょう。

また、管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や労働者からの相談対応を行うことができるよう教育研修を実施しましょう。

5 **事業場外資源**の活用

労働者が利用できる相談窓口やメンタルヘルス推進担当者が相談できる事業場の外部相談窓口を利用しましょう。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

ホーム

「こころの耳」は、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

「こころの耳」のコンテンツを利用して、メンタルヘルス対策を進めましょう！



こころの耳 検索

広島産業保健総合支援センター

事業主や労働者からのメンタルヘルスに関する相談対応、メンタルヘルス対策の導入に関する個別訪問支援、職場復帰プログラムの作成に関する支援を行っています。

裏面の職場訪問希望書でお申し込みください。

広島産保 検索



お問合せ先 広島労働局労働基準部健康安全課

082-221-9243 (R5.9.)

